

泉北環境整備施設組合資金不足比率の公表について

平成28年11月

公表の趣旨

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、平成19年6月に公布され、地方公共団体の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて地方公共団体が計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることで、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものです。

この法律により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」）と、公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を議会に報告し、公表することとされました。

資金不足比率

泉北環境整備施設組合の平成27年度の資金不足比率は以下のとおりです。

□ 概要（算定方法）

公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるのかを示すものであります。

□ 算定結果

特別会計の名称	経営健全化基準	資金不足比率
廃棄物発電事業特別会計	20.0%	—
公共下水道事業特別会計	20.0%	—

資金不足比率

公営企業会計ごとの赤字（資金不足）額の有無と、事業規模（事業収入）に対する割合を表します。公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。マイナスは資金不足がないこと、プラスは資金不足があることを示します。

担当／総務課 企画財政係